

株主各位

第34回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

連 結 注 記 表
個 別 注 記 表

(2023年4月1日から2024年3月31日)

パス株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制

会社法第362条第5項の規定に基づき、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を次のとおり決議しておりましたが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、会社法第399条の13第1項及び第2項の規定に基づき、以下の内容で変更決議を行い、当該基本方針に基づいた運営を行っております。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンス規程を制定し、法令、定款及び社会規範の遵守を経営の根幹に置き、同時にこれらを遵守する体制及び企業風土を構築する。また、内部監査により業務内容及び相互牽制の実態を把握するとともに、職務の執行が法令、定款及び諸規程に基づき行われているか監査を実施し、その結果を代表取締役が把握することにより適切な遵守体制の運用が図られていることを確認する。また、内部通報制度を設け、社員自らの防止意識が適切に反映されている仕組みを確保する。
- (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、法令及び文書管理規程等の社内規程に基づき記録し、事後的に確認ができるよう適切かつ確実に保存及び管理を行う。また、取締役及び監査等委員から閲覧の要請があるときは、これらの文書を速やかに閲覧提供できる体制を整える。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理規程を制定し、これによりリスク管理に関する基本方針及び体制を定め、これに基づくリスク管理体制を整備、構築する。不測の事態が発生した場合には、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡体制及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
原則、毎月1回の定時取締役会、また、臨時取締役会を必要に応じて随時開催し、情報の共有及び意思の疎通を図り、業務執行に係る意思決定を行うとともに、取締役相互の業務執行状況の監督を行う。また、重要な経営課題に関しては、随時会議を開催し、審議、検討及び情報の共有並びに意思の疎通を図ることで、意思決定の迅速化と効率性の確保に努める。

- (5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社の経営については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項については事前に当社取締役会等において協議するとともに、経営内容を的確に把握するために報告事項を定め、定期的に報告をする。
 - ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社のコンプライアンス体制及びリスク管理等については、当社の管理担当取締役が統括管理し、リスク管理について定める関連規程に基づき、リスクマネジメントを行う。
 - ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社における経営上の重要事項については、「関係会社管理規程」に基づき当社取締役会で協議し、承認する。また、グループ間での会議を定期的で開催して業務効率化、法令遵守、諸法令改正への対応及びリスク管理等について意見交換や情報交換を行う。
 - ④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
子会社は、社会的な要請に応える適法かつ公正な業務に努めるための体制を構築する。また、法令及び定款に適合することを確保するための内部監査については、当社の内部監査担当が関連規程等に基づき実施するとともに、社内通報制度を整備する。
- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の監査等委員ではない取締役からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 当社は、監査等委員会の要請がある場合には、その職務を補助する使用人を管理本部から選任する。
 - ② 当該使用人の任免・異動・人事評価に関しては、監査等委員会の同意を得る。
- (7) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制
- ① 当社グループの代表取締役、業務執行にあたる取締役及び使用人は以下に定める事項について、遅滞なく監査等委員会に報告するものとする。
 - ・会社の経営上に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上又は財務上に係る諸問題
 - ・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - ・会社業務に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実
 - ・監査等委員から業務に関して報告を求められた事項
 - ② 当社グループの代表取締役、業務執行にあたる取締役及び使用人は、当社グループの業務及び財産の状況を調査する場合には迅速かつ的確に対応する。

- (8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社の監査等委員会は、当社グループの代表取締役及び他の監査等委員ではない取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について適宜意見交換を行う。
 - ② 監査等委員会は、事業年度毎に監査に必要な監査予算を策定し、会社はそれをその事業年度の会社予算に計上する。
 - ③ 監査等委員会は、会計監査人と定期的また必要に応じて会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに報告を求める。
- (9) 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、監査等委員会へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として人事上その他一切の点で不利益な取扱いを行わない旨を、当社グループの取締役及び使用人に周知し徹底する。
- (10) 監査等委員の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員の職務執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）に関する費用や債務の処理については、監査等委員の職務執行に関するものでないことが明らかである場合を除き、会社法第388条に基づき速やかに、かつ適正に行うものとする。
- (11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況
- 当社は、「反社会的勢力とは関わりを持たず、また、不法・不当な要求があった場合には、組織的に毅然とした態度で要求を拒絶する」ことを基本方針としており、反社会的勢力との関連性が思慮される事実その他紛争等に発展する可能性のある事実については、直ちに管理部門長に報告し、「反社会的勢力対応マニュアル」に則り然るべき対応を行う。
- また、反社会的勢力からの不当要求等に対しては、警察や顧問弁護士等と連携して毅然とした姿勢で組織的に対応する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務執行について

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を18回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

(2) 監査等委員である取締役の職務執行について

当社は、職務執行に対する監査・監督機能及びコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るとともに、より透明性の高い経営と迅速な意思決定の実現を図るため、監査等委員会を設置いたしました。

監査等委員は、法令・定款・監査等委員会規程・監査等委員会監査基準等に準拠し、監査等委員会が定めた基本方針に基づき、取締役の職務執行の監査を行うほか、取締役会等重要な会議に出席し、必要な意見陳述を行っております。

監査等委員会は、当事業年度において監査等委員会を7回開催し、監査における重要事項の決議・協議、監査実施内容の共有化等を行っております。会計監査人との会合を2回開催し監査計画や監査結果等の報告を受けるほか、監査上の諸問題等、情報交換を行っております。また、内部監査部門である管理本部からは報告を受けるなどの連携により、監査の効率性・実効性を高めております。

(3) 当社子会社における業務の適正の確保について

当社子会社の管理部門を統括することにより、適正な経営基盤やガバナンスの整備及び運営等に関する経営監督を行い、月次での営業活動等の報告を定期的に受けることにより、一定基準に該当する重要事項については、機関決定前に当社の取締役会等重要な会議での報告を義務とし、その遂行を承認するなど重要な業務執行について適切に管理しております。

(4) コンプライアンス・リスク管理について

グループ全従業員に対し、グループ企業理念、行動指針・行動規範等印刷物を配布するとともに、コンプライアンス研修・内部通報制度の説明会を実施し啓蒙いたしました。

(5) 反社会的勢力排除について

お取引先様の契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むとともに、反社会的勢力の情報を収集する取り組みを継続的に実施しております。

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

- | | |
|-------------|--|
| イ. 連結子会社の数 | 4社 |
| ロ. 連結子会社の名称 | 株式会社マードゥレクス
株式会社ジヴァスタジオ
株式会社アルヌール
株式会社RMD C |

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法適用の非連結子会社及び関連会社はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は定率法を採用しております。

（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～15年

工具、器具及び備品 2～20年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用目的のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 重要な繰延資産の処理方法
株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

④ 重要な引当金の計上基準
イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社及び連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループでは、主たる事業であるコスメ・ビューティー&ウエルネス事業、再生医療関連事業及びサステナブル事業において、卸売業者・小売業者、消費者に対して、化粧品等を販売しております。

イ. 卸売業者・小売業者向け販売 (B to B)

商品の引渡時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されることから、当該商品の引渡時点で顧客との契約において約束された対価から返品等を控除した金額で測定した金額で収益を認識しております。また、一部取引において、他の当事者が関与している取引が存在します。当該他の当事者により商品が提供されるように手配することが当社グループの履行義務と判断されるものについては、代理人取引として顧客から受取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

ロ. 消費者向け販売 (B to C)

出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時に顧客との契約において約束された対価から返品等を控除した金額で測定した金額で収益を認識しております。また、ポイントを付与するカスタマー・ロイヤリティ・プログラムを顧客に提供しております。顧客に付与したポイントのうち期末時点において履行義務を充足していない残高を契約負債として計上しております。当該契約負債の見積りにあたっては、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行っております。

商品の販売における対価は、商品に対する支配が顧客に移転した時点から主として1年以内に回収しております。なお、重要な金融要素は含んでおりません。

(5) のれんの償却に関する事項

のれんは、5年間又は10年間で均等償却しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

グループ通算制度を適用しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

のれん 70,734千円

企業結合により取得したのれんは、被取得企業の今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力として、取得原価と被取得企業の識別可能資産および負債の企業結合日時点の時価との差額で計上し、その効果の及ぶ期間にわたって、定額法により規則的に償却しております。のれんの回収可能性については子会社の業績や事業計画等を基に検討しており、将来において当初想定した収益等が見込めなくなり、減損又は一括償却の必要性を認識した場合には、当連結会計年度においてのれんの減損又は一括償却を行う可能性があります。

これらの仮定は将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

199,754千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	51,509,516株	4,800,000株	－株	56,309,516株

(注) 発行済株式の総数の増加は、新株予約権の行使による増加4,800,000株であります。

(2) 当連結会計年度末における新株予約権に関する事項

当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 7,536,600株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業用資金及び運転資金等の必要資金について、営業活動に基づく自己資金及び随時の銀行借入等により調達することとしております。また、投機的な取引は一切行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である「売掛金」、「未収入金」、「長期未収入金」は、相手方の信用リスクに晒されております。

営業債務である「買掛金」、「未払金」は、1年以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）

当社は、与信管理規程に従い、毎年、与信枠を見直す体制としております。また、連結子会社の営業債権につきましても、当社の与信管理規程に準じた同様の管理体制を導入しており、子会社管理部が顧客の状況を定期的にモニタリングし、毎月、顧客ごとに期日及び残高管理を行い、当社の管理本部がその内容を精査し、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

・流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(注) 「現金及び預金」については、現金であること、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

「長期未収入金」については、その全額について貸倒引当金を設定しており時価と帳簿価額が一致していることから、記載を省略しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

7. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

当社グループは、販売経路により、卸売業者・小売業者向け販売（BtoB）と消費者向け販売（BtoC）にコスメ・ビューティー&ウエルネス事業の売上を区分しており、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

		売上高（千円）	構成比（%）
コスメ・ビューティー&ウエルネス事業	BtoB売上	1,339,724	57.7
	BtoC売上	528,706	22.8
再生医療関連事業	その他	409,430	17.6
サスティナブル事業	その他	42,194	1.8
顧客との契約から生じる収益		2,320,056	100.0
その他の収益		—	—
外部顧客への売上高		2,320,056	100.0

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (4)会計方針に関する事項 (5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①契約負債の残高等

	当連結会計年度
契約負債（期首残高）	8,496千円
契約負債（期末残高）	13,277千円

契約負債は、当社グループが販売時にカスタマー・ロイヤリティ・プログラムに基づき顧客に付与したポイントのうち期末時点において履行義務を充足していない残高及び商品の引き渡し前に顧客から受け取った前受金であります。契約負債は、顧客のポイントの使用等による収益認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識した収益のうち、当連結会計年度期首の契約負債に含まれていた金額は、8,496千円です。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	21円20銭
(2) 1株当たり当期純損失	3円31銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. 企業結合に関する注記

(共通支配下の取引等)

当社は、2023年3月30日開催の取締役会において、当社が運営するコスメ事業及び当社の100%連結子会社である株式会社アルヌールが運営する再生医療関連事業を当社の100%連結子会社である株式会社RMD Cに譲渡することを決議し、2023年4月1日付で事業譲渡いたしました。

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業譲渡会社：パス株式会社、株式会社アルヌール

事業譲受会社：株式会社RMD C

事業の内容：コスメ事業、再生医療関連事業

(2) 企業結合日

2023年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

パス株式会社及び株式会社アルヌール（当社の連結子会社）を譲渡会社、株式会社RMD C（当社の連結子会社）を譲受会社とする事業譲渡

(4) 結合後企業の名称

株式会社RMD C（当社の連結子会社）

(5) その他取引の概要に関する事項

主たる事業である化粧品を基軸とした事業見直しや組織再編を進めており、その一環として当社の運営するコスメ事業及び株式会社アルヌールが運営する再生医療関連事業を当社の100%子会社である株式会社RMD Cに譲渡することが事業効率を図るうえで有益であると判断したためであります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法
関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
商品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(3) 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、当社グループの経営戦略の策定及び子会社の経営指導等を行い、その対価として子会社より経営指導料を得ております。当社が子会社との契約における義務を履行するにつれて、子会社が便益を享受することから、一定の期間にわたり充足される履行義務として、経過期間により収益認識を行っております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

グループ通算制度を適用しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

関係会社株式 708,311千円

市場価格のない株式等の関係会社株式について、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をなし、評価差額は当事業年度の損失として処理しております。ただし、市場価格のない株式等の関係会社株式の実質価額について、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、減額を行っておりません。実質価額の回復可能性については、当該関係会社の事業計画を基礎としており、将来において関係会社の業績が悪化した場合には、当事業年度において関係会社株式の減損処理を行う可能性があります。

これらの仮定は将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権債務

区分表示されたもの以外で、関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は以下のとおりであります。

短期金銭債権	66,150千円
短期金銭債務	23,358千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高	89,659千円
(2) 営業取引以外の取引による取引高	4,187千円

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産の発生の主な原因は、税務上の繰越欠損金及び子会社株式評価損であります。ただし、繰延税金資産全額について評価性引当額を計上しており、繰延税金資産の貸借対照表計上額はありません。

(2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社名称	資本金又は出資金 (千円)	事業内容	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主	株式会社サスティナ	50,000	不動産賃貸業	(被所有) 直接 29.57	-	新株予約権の 権利行使 (注)	292,272	-	-

(注) 新株予約権の権利行使は、2022年4月8日の取締役会決議に基づき付与された第12回新株予約権のうち事業年度における権利行使を記載しております。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社名称	資本金又は出資金 (千円)	事業内容	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社マードウレクス	80,000	コスメ・ビューティー&ウェルネス事業	(所有) 直接 100.00	役員の兼務 (2名) 経営指導 資金の貸付	経営指導料の 受取 (注) 2	30,000	関係会社 売掛金	2,750
						資金の貸付 (注) 1	55,000	関係会社 短期貸付金	55,000
	株式会社ジヴァスタジオ	75,000	コスメ・ビューティー&ウェルネス事業	(所有) 直接 100.00	役員の兼務 (2名) 経営指導	経営指導料の 受取 (注) 2	30,000	関係会社 売掛金	2,750
	株式会社アルヌール	30,000	サスティナブル事業	(所有) 直接 100.00	役員の兼務 (2名) 経営指導 資金の貸付 経費の立替	経営指導料の 受取 (注) 2	9,960	関係会社 売掛金	913
						資金の貸付 (注) 1	63,000	関係会社 短期貸付金	198,000
						資金の返済 (注) 1	104,000	-	-
						利息の受取 (注) 1	1,732	流動資産 その他 (未収入金)	3,682
-	-	流動資産 その他 (立替金)	36,047						

種 類	会 社 名 称	資本金又 は出資金 (千円)	事 業 の 容	議決権等 の 所 有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との 関係	取 引 の 内 容	取引金額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
子会社	株式会社 RMDC	69,000	再生医療 関連事業	(所有) 直接 100.00	役員の兼務 (1名) 経営指導 資金の貸付	経営指導料の 受取(注) 2	12,000	関係会社 売掛金	1,100
						資金の貸付 (注) 1	385,980	関係会社 短期貸付金	228,132
						資金の返済 (注) 1	157,848	—	—
						利息の受取 (注) 1	2,290	—	—
						増資の引受	60,000	—	—

- (注) 1. 資金の貸付及び資金の借入の利率については、市場金利を勘案して金利を決定しております。
2. 経営指導料については、役務提供に対する費用等を勘案して合理的に価格を決定しております。
3. 価格その他の取引条件は、市場実勢価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
4. 株式会社アルヌールの債権に対し、231,262千円の貸倒引当金を計上しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「2. 重要な会計方針に係る事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 19円15銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 2円14銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. 企業結合に関する注記

詳細は、連結注記表「10. 企業結合に関する注記 (共通支配下の取引等)」に記載のとおりであります。